

平成26年度決算検査報告

会計検査院

会計検査院は、日本国憲法第 90 条の規定により、国の収入支出の決算を検査し、会計検査院法第 29 条の規定に基づいて平成 26 年度決算検査報告を作成し、平成 27 年 11 月 6 日、これを内閣に送付した。

この検査報告には、歳入歳出の決算に関する事項、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項、意見を表示し又は処置を要求した事項、会計事務職員に対する検定等について記載した。また、国有財産、物品等国の財産等に関する検査事項及び会計検査院法その他の法律の規定により検査をしている政府関係機関等の会計に関する事項についても記載した。

なお、会計検査院は、平成 27 年 9 月 1 日、内閣から平成 26 年度歳入歳出決算の送付を受け、その検査を行って平成 27 年 11 月 6 日内閣に回付した。

第23 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、第24 独立行政法人種苗管理センター、第25 独立行政法人家畜改良センター、第26 独立行政法人水産大学校、第27 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、第28 独立行政法人農業生物資源研究所、第29 独立行政法人農業環境技術研究所、第30 独立行政法人国際農林水産業研究センター、第31 独立行政法人森林総合研究所、第32 独立行政法人水産総合研究センター

不 当 事 項

予 算 経 理

- (398) 研究用物品の購入等に当たり、会計規程等で認められていない前払により購入を行っていたり、研究員が販売代理店に虚偽の内容の関係書類を作成させ、所属する独立行政法人に架空の取引に係る購入代金を支払わせたりするなど不適正な会計経理を行っていたもの

科 目	経常費用
部 局 等	(1) 独立行政法人農林水産消費安全技術センター2地域センター (2) 独立行政法人種苗管理センター本所、1農場、1分場 (3) 独立行政法人家畜改良センター本所、9牧場、1支場 (4) 独立行政法人水産大学校 (5) 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構(平成27年4月1日以降は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構)中央農業総合研究センター、6研究所、4農業研究センター (6) 独立行政法人農業生物資源研究所(平成27年4月1日以降は国立研究開発法人農業生物資源研究所)本部、放射線育種場 (7) 独立行政法人農業環境技術研究所(平成27年4月1日以降は国立研究開発法人農業環境技術研究所) (8) 独立行政法人国際農林水産業研究センター(平成27年4月1日以降は国立研究開発法人国際農林水産業研究センター)本部 (9) 独立行政法人森林総合研究所(平成27年4月1日以降は国立研究開発法人森林総合研究所)本所、林木育種センター、2支所、3育種場 (10) 独立行政法人水産総合研究センター(平成27年4月1日以降は国立研究開発法人水産総合研究センター)5研究所
会計経理の内容	研究用物品の購入等に係る代金の支払
不適正な会計経理の額	(1) 11,741,541円(平成19年度～23年度) (2) 3,624,118円(平成18年度～25年度) (3) 27,347,273円(平成21年度～25年度) (4) 16,539,794円(平成18年度～23年度) (5) 488,551,252円(平成18年度～25年度)

独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農林水産消費安全技術センター

- (6) 455,611,486 円(平成 18 年度～25 年度)
- (7) 64,990,204 円(平成 18 年度～25 年度)
- (8) 20,598,890 円(平成 21 年度～25 年度)
- (9) 94,852,655 円(平成 21 年度～25 年度)
- (10) 11,238,890 円(平成 21 年度～25 年度)

1 研究用物品の購入等に係る概要等

(1) 研究用物品の購入等に係る会計経理の概要等

(注1)

農林水産省所管の独立行政法人である 10 法人は、独立行政法人農林水産消費安全技術センター法(平成 11 年法律第 183 号)等の各法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律等に基づき、試験、調査、研究等の業務を行っている。各法人は、これらの業務を実施するに当たり、DNA 合成製品、実験用器具等の研究用物品を購入したり、研究用機器の修理等を行わせたり(以下、これらの研究用物品の購入、研究用機器の修理等を合わせて「研究用物品の購入等」という。)している。

そして、各法人がそれぞれ定める会計規程等により、研究用物品の購入等に係る契約については、研究員(各法人において、試験、調査、研究等に従事する職員をいう。以下同じ。)が契約依頼票を経理責任者等へ提出して、経理責任者等が契約を締結して納品検査を行うことなどとなっていたり、研究用物品の購入等に係る代金の前払は、外国から購入する物品の代金等を除き認めないこととなっていたりしている。また、各法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わることとなっており、資産、負債及び純資産の増減並びに収益及び費用は、原則として、その原因となる事実が発生した日の属する事業年度により所属する年度を区分することとなっている。

(注 1) 10 法人 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構(平成 27 年 4 月 1 日以降は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構)、独立行政法人農業生物資源研究所(平成 27 年 4 月 1 日以降は国立研究開発法人農業生物資源研究所)、独立行政法人農業環境技術研究所(平成 27 年 4 月 1 日以降は国立研究開発法人農業環境技術研究所)、独立行政法人国際農林水産業研究センター(平成 27 年 4 月 1 日以降は国立研究開発法人国際農林水産業研究センター)、独立行政法人森林総合研究所(平成 27 年 4 月 1 日以降は国立研究開発法人森林総合研究所)、独立行政法人水産総合研究センター(平成 27 年 4 月 1 日以降は国立研究開発法人水産総合研究センター)

(2) 7 法人における不適正な会計経理をめぐる状況

本院は、上記 10 法人のうち、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構及び独立行政法人農業生物資源研究所における預け金等の不適正な会計経理の事態について検査し、その結果を平成 25 年度決算検査報告に不当事項として掲記した(同検査報告 807 ページ及び 811 ページ参照)。そして、この 2 法人及びこれらと同様に試験、研究等を行っている 5 法人の計 7 法人は、本院の検査結果を踏まえるなどして内部調査を実施し、平成 26 年 12 月に、預け金等の不適正な会計経理の事態があったことを本院に報告するとともに

しかし、経理責任者等は、当該プリペイド方式のポイントの購入がDNA合成製品の購入においては認められていない前払となるものであるのに、これをそのまま承認し、販売代理店と契約していた。また、経理責任者等は、納品検査に当たって、DNA合成製品の現物の照合を要求元である研究員等に行わせていた。その結果、実際にはDNA合成製品の納品の事実がないのに、プリペイド方式のポイント購入に係る納品書等を販売代理店から受けたことをもって納品を確認したこととして支払を行っていた事態が、8法人において、18年度から25年度までの間に計231,161,723円見受けられた。

この中には、研究員が、プリペイド方式により購入されていたポイントの残高を保有したまま退職して他の研究機関へ就職していたり、他の研究員が保有する口座のポイントの融通を受けてDNA合成製品を納入させていたりしている事態も見受けられた。

(2) 預け金等を行っていた事態

研究用物品の購入等に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成させるなど不適正な会計経理を行って代金を支払っていた事態が、10法人において、18年度から25年度までの間に計963,934,380円見受けられた。

これらを態様別に示すと次のとおりである。

ア 預け金

研究員が、販売代理店に架空の取引を指示するなどして、契約した研究用物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成させることなどにより法人に代金を支払わせ、当該代金を同代理店に預け金として保有させて、後日、これを利用して契約した研究用物品とは異なる物品を納入させるなどしていた事態

6法人 340,745,157円

<事例>

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構のA研究員は、平成18年度から23年度までの間に、販売代理店に架空の取引を指示するなどして、DNA合成製品等の研究用物品を購入しないのに購入することとして、架空の契約依頼票を作成して、同法人の経理責任者等に同代理店と契約を締結させていた。

そして、同代理店に虚偽の納品書及び請求書を作成させるとともに、購入したとする研究用物品を納品検査の終了後に同代理店に持ち帰らせるなどして、経理責任者等に計56回、計18,401,192円を支払わせ、この全額を同代理店に預け金として保有させ、後日、これを利用して契約した研究用物品とは異なる実験用器具、事務関連製品等の物品を納入させるなどしていた。

なお、27年5月の会計実地検査時においても計5,901,085円が同代理店に預け金として保有されたままとなっていた。

イ 一括払

研究員が、契約依頼票の提出等の正規の会計経理を行わないまま、随時、販売代理店に物品を納入させた上で、後日、納入された物品とは異なる研究用物品の納品書等を提出させて、これらの研究用物品が納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成させることなどにより、法人に代金を一括して支払わせるなどしていた事態

5法人 277,604,916円

独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人農林水産消費安全技術センター

